

質 問	回 答
類似用途別No.11. 公衆浴場	
① サウナバス、健康ランド浴場、レジャー浴場の扱いはどのようにしたらよいか。	公衆浴場とは、不特定多数の人が利用する施設であり、左記の建築物について、公衆浴場の機能を持った部分については、公衆浴場扱いとする。 ただし、娯楽施設などが設けられている場合は、その部分の建築用途で別途加算しなければならない。 なお、着色、着臭入浴剤（硫黄を多量に含む場合を除く）添加の浴場排水については、通常の使用状態においては浄化槽に流入させても支障無いものと解せられる。
類似用途別No.12. 駅	
① 駅、バスターミナルの乗降客数及び処理対象人員は、どのように算定するか。	旅客会社のデータを参考とし、データが無い場合は実測しなければならない。 なお、乗降客数は通常時の人員とすればよい。また、乗降客が少ない場合は、その乗降客数に応じて計画する。

出典：(財)日本建築センター発行 ビルディングレター／1988. 10
「尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準・小規模合併処理浄化槽構造基準」講習会における質問と回答

浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について

平成7年6月20日衛浄第33号
各都道府県知事・各政令市市長宛
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項については、昭和60年9月25日付け衛環第135号の当職通知をもって示しているところであるが、当該検査の効率的な推進等を図るため、今般、その内容の一部を改正し、左記により取り扱うこととしたので、当該検査の円滑な実施に格段のご協力をお願いする。

なお、この通知は平成8年4月1日から適用し、昭和60年9月25日付け衛環第135号の当職通知は、同日をもって廃止する。

記

第1 一般的事項

1 検査の目的

浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとする。

2 検査の時期

浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽の管理者から検査の依頼があったときに速やかに行うものとする。

3 検査の項目

検査の項目は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査、放流水等についての水質検査並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査とすること。

4 検査を行う者

検査を行う者は、当該浄化槽の設置場所を検査業務を行う地域とする法第57条第1項の規定により厚生大臣又は都道府県の指定を受けた者（以下「指定検査機関」という。）の職員又は雇員であって、厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第33条第5号に規定する検査員とすること。

5 その他

(1) 検査を効率的かつ確実にを行うため、浄化槽管理者に対し、あらかじめ広報等により検査の意義、必要性等について周知徹底を行うとともに、法第5条の規定による届出等の機会を活用するなどして積極的な受検指導を行う必要があること。

なお、指定検査機関にあっては、検査の日時等について、浄化槽管理者と連絡を密にしておくことが望

ましいこと。

- (2) 広報活動、受検指導等に際して、都道府県・政令市、指定検査機関等の間で十分な連携が図られるよう、相互の協力体制を確立する必要があること。
- (3) 検査員は、別記様式による身分証明書を携帯し、浄化槽管理者その他の関係者から請求があったときはこれを提示すること。

第2 検査の方法

1 法第七条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目

法第7条に基づく浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が、その機能をおおむね発揮した時点において、所期の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として、次の項目について実施するものであること。

(1) 外観検査

外観検査の項目は以下のとおりとし、浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により実施すること。

- ア 設置状況
- イ 設備の稼働状況
- ウ 水の流れ方の状況
- エ 使用の状況
- オ 悪臭の発生状況
- カ 消毒の実施状況
- キ か、はえ等の発生状況

(2) 水質検査

水質検査の項目は原則として以下のとおりとすること。

- ア 水素イオン濃度
- イ 汚泥沈澱率
- ウ 溶存酸素量
- エ 透視度
- オ 塩素イオン濃度
- カ 残留塩素濃度
- キ 生物化学的酸素要求量

(3) 書類検査

使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施すること。

2 法第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目

法第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が、適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、次の項目について定期的、継続的に実施するものであること。

(1) 外観検査

外観検査の項目は原則として以下のとおりとし、浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により実施すること。

- ア 設置状況
- イ 設備の稼働状況
- ウ 水の流れ方の状況
- エ 使用の状況
- オ 悪臭の発生状況
- カ 消毒の実施状況
- キ か、はえ等の発生状況

(2) 水質検査

水質検査の項目は原則として以下のとおりとすること。

- ア 水素イオン濃度
- イ 溶存酸素量
- ウ 透視度
- エ 残留塩素濃度
- オ 生物化学的酸素要求量

(3) 書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施すること。

(4) その他

(2)水質検査において、オ生物化学的酸素要求量を導入する際の留意事項については、別に示すところによるものとする。

第3 検査後の措置

1 検査結果書の提出

検査員は、検査終了後速やかに検査結果書を作成し、当該浄化槽の管理者に対し、これを提出するものとする。

2 検査済証の交付

検査員は、検査終了後、浄化槽管理者に検査済証を交付するとともに、当該検査済証を見やすい場所にちょう付するよう指導するものとする。

3 関係機関への通知等

(1) 指定検査機関は、検査の結果、必要と認められる場合には、原則として当該地域を管轄する都道府県（保健所を設置する市にあっては、市とする。以下同じ。）の浄化槽担当部局に対し、保健所等を通じ、1の検査結果書の写しを送付して、当該検査結果を通知するものとする。

(2) 都道府県の浄化槽担当部局は、(1)の通知を受けたときは、必要に応じ、関係部局等に当該検査結果を通知するとともに、関係部局等と連携して、当該浄化槽の機能等の改善のための必要な措置を講じるものとする。

(3) 指定検査機関は、検査を行った浄化槽が法第五条の規定による届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第4項の規定による保健所長への通知がなされていないおそれがあると思われる場合には、保健所等を通じ当該地域を管轄する都道府県の浄化槽担当部局に対し、又は保健所等に対し、その旨を連絡すること。

4 検査結果の保存

指定検査機関は、検査の記録を作成し、3年間保存するものとする。

(別記様式)

この証明書を携帯する者は、浄化槽法第五十七条の規定により浄化槽の水質に関する検査の業務を行う当指定検査機関の職員（又は雇員）であります。	身分証明書 第 号	平成 年 月 日
		氏 名
所属指定検査機関の長		
印		

写真ちよう付	
機関名	指定検査

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について

平成7年6月20日衛浄第34号

各都道府県知事・政令市浄化槽担当部（局）長宛
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項については、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成7年6月20日付け衛浄第33号）をもって指示されたところであるが、当該検査に係る検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等については、左記によることとしたので、その円滑な運用に格段のご協力をお願いする。

なお、この通知は平成8年4月1日から適用し、昭和61年3月4日付け衛環第41号の厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知は、同日をもって廃止する。

記

第1 外観検査の内容

各項目ごとの具体的内容は以下のとおりとすること。

1 設置状況

- ア 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況
- イ 漏水の状況
- ウ 浄化槽上部の状況
- エ 雨水、土砂等の槽内への流入状況
- オ 内部設備の固定状況
- カ 設置に係るその他の状況

2 設備の稼働状況

- ア ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況
- イ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況
- ウ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況
- エ 制御装置及び調整装置の稼働状況
- オ 生物膜又は活性汚泥の状況
- カ 設備の稼働に係るその他の状況

3 水の流れ方の状況

- ア 管きょ、升及び各单位装置間の水流の状況
- イ 越流ぜきにおける越流状況
- ウ 各单位装置内の水位及び水流の状況
- エ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況
- オ 水の流れ方に係るその他の状況

4 使用の状況

- ア 特殊な排水等の流入状況
- イ 異物の流入状況
- ウ 使用に係るその他の状況

5 悪臭の発生状況

- ア 悪臭の発生状況

6 消毒の実施状況

- ア 消毒の実施状況

7 か、はえ等の発生状況

- ア か、はえ等の発生状況

第2 水質検査の方法

1 水素イオン濃度（pH）の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

1) ガラス電極法

(1) 器具

ガラス電極によるpH測定装置（以下「pH計」という。）

ただし、日本工業規格「pH測定方法」（JISZ8802）に掲げる形式Ⅱを用いる。

(2) 試料の採取

消毒室、消毒槽又は消毒タンク（以下「消毒室等」という。）に入る直前の処理水を採取する。

(3) 試験操作

pH計を、日本工業規格「pH測定方法」(JISZ8802)に掲げる方法に従って調整した後、検水中に電極を浸し、1分間以上経過してpH計の指針が安定したときのpH値を読みとる。

2) 比色法

(1) 試薬及び器具

ア B C P 溶液

ブロムクレゾールパープル0.1gに0.02N水酸化ナトリウム溶液9.25mlを加えて溶かし、蒸留水を加えて250mlとしたもの

イ B T B 溶液

ブロムチモールブルー0.1gに0.02N水酸化ナトリウム溶液8mlを加えて溶かし、蒸留水を加えて250mlとしたもの

ウ P R 溶液

フェノールレッド0.1gに0.02N水酸化ナトリウム溶液14.1mlを加えて溶かし、蒸留水を加えて500mlとしたもの

エ T B 溶液

チモールブルー0.1gに0.02N水酸化ナトリウム溶液10.75mlを加えて溶かし、蒸留水を加えて250mlとしたもの

オ B C P 標準比色液

カ B T B 標準比色液

キ P R 標準比色液

ク T B 標準比色液

ケ 比色管

(2) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(3) 試験操作

検水5mlを標準比色液の容器と同径の比色管に採り、検水の 수소イオン濃度がpH値で5.4以上6.4以下の場合はB C P 溶液、6.5以上7.2以下の場合はB T B 溶液、7.3以上8.2以下の場合はP R 溶液、8.3以上9.4以下の場合はT B 溶液をそれぞれ0.25ml加えて混合し、直ちに発色した溶液の色をB C P 標準比色液、B T B 標準比色液、P R 標準比色液又はT B 標準比色液とそれぞれ比色して、該当する標準比色液から検水の 수소イオン濃度を求める。

2 汚泥沈殿率（S V）の検査方法

(1) 器具

容量1mlで内径約6.5cmのメスシリンダー

(2) 試料の採取

ばっ気室、ばっ気槽、ばっ気タンク等（以下「ばっ気室等」という。）の内の混合液を採取する。

(3) 試験操作

検水1ℓをメスシリンダーに採り、30分間静置した後、沈殿量のml数（a）から次式により汚泥沈殿率を算定する。

$$\text{汚泥沈殿率（V/V\%）} = (a/1000) \times a/10$$

3 溶存酸素量（D O）の検査方法

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102)32.3に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

なお、試験操作は、溶存酸素計の調整を行った後に行うこととし、ばっ気室等、接触ばっ気室、接触ばっ気槽、回転板接触槽等の内において、溶存酸素量が適正に保持されているか否かを評価し得る部位を測定するものとする。

4 透視度の検査方法

(1) 器具及び試験操作

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0102)9に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

なお、透視度計は、必要に応じ、50cm又は100cmのものを使用する。

(2) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

5 塩素イオン濃度の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

1) 硝酸銀滴定法

(1) 試薬及び器具

ア クロム酸カリウム溶液

クロム酸カリウム50gを蒸留水約200mlに溶かし、赤い沈殿が生じるまで硝酸銀溶液（5 W/V %）を加え、ろ過して得た溶液に蒸留水を加えて1 ℓとしたもの

イ 0.01N硝酸銀溶液

硝酸銀1.7gを蒸留水に溶かして1 ℓとしたもの

この溶液は、褐色びんに入れて保存する。

なお、以下の操作により0.01N硝酸銀溶液の力値（f）を求める。

0.01N塩化ナトリウム標準液25mlを白磁皿又はビーカーに採り、クロム酸カリウム溶液0.2mlを指示薬として加え、0.01N硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正した0.01N硝酸銀溶液のml数（a）から次式により力価を算定する。

$$f = 25 / a$$

ここで、0.01N塩化ナトリウム標準液とは、600で約60分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本工業規格「容量分析用標準物資」（JISK8005）7.3に掲げる塩化ナトリウム0.584gを、蒸留水に溶かして1 ℓとしたものとする。

ウ 白磁皿又はビーカー

エ 褐色ビュレット

(2) 試料の採取

洗浄水及び消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(3) 試験操作

試料から適正量の検水を白磁皿又はビーカーに採り、蒸留水を加えて50mlとし、クロム酸カリウム溶液0.5mlを加えた後、液が微だいたい色となるまで0.01N硝酸銀溶液で滴定し、これに要した0.01N硝酸銀溶液のml数（b）を求め、次式により検水の塩素イオン濃度（mg/ℓ）を算定する。

$$\text{塩素イオン濃度 (mg/ℓ)} = (b - c) \times f \times \{1000 / \text{検水の量 (ml)}\} \times 0.355$$

この式において、fは0.01N硝酸銀溶液の力価を表し、cは蒸留水を用いて検水と同様に操作したときに要した0.01N硝酸銀溶液のml数を表す。

2) イオン電極法

(1) 器具及び試験操作

日本工業規格「工業排水試験方法」（JISK0102）35.2に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

(2) 試料の採取

洗浄水及び消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

6 残留塩素の検査方法

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

1) DPD法

I 標準比色列にアシッドレッドを用いる方法

(1) 試薬及び器具

日本工業規格「工場排水試験方法」（JISK0102）33.2に掲げる試薬及び器具を用いる。なお、ここで調製した残留塩素標準比色列については、試験操作に用いる比色管に移して密栓し、該当する残留塩素のmg/ℓ数を記載して、これを試験操作で用いる残留塩素標準比色列とする。

この残留塩素標準比色列は、暗所に保存する。

(2) 試料の採取

消毒室の出口における放流水を採取し、直ちに試験する。

(3) 試験操作

検水10mlを比色管に採り、リン酸緩衝液0.5mlを加えて振り混ぜた後、DPD試験約0.1gを加えて混合し、さらにヨウ化カリウム約0.1gを加えて溶解し、約2分間放置後の呈色を残留塩素標準比色列と比較して検水の残留塩素濃度（mg/ℓ）を求める。

II 標準比色列にフェノールレッドを用いる方法

(1) 試薬及び器具

ア DPD試薬

N・N—ジエチル—P—フェニレンジアミン硫酸塩1.0gと無水硫酸ナトリウム99.0gとを混合したものこの試薬は、湿気を避け暗所に保存し、淡赤色の着色を認めたなら新たに調製する。

イ 0.2Mリン酸二水素カリウム溶液

リン酸二水素カリウム27.218 gを蒸留水に溶かして1 ℓとしたもの

ウ リン酸緩衝液

0.2Mリン酸二水素カリウム溶液100mlと0.2N水酸化ナトリウム溶液30.40mlとの混合液に1.21シクロヘキサンジアミン4酢酸ナトリウム0.13 gを溶かしたもの
この溶液のpH値は、6.5である。

エ 標準比色列用緩衝液

0.2Mリン酸二水素カリウム溶液と0.2N水酸化ナトリウム溶液とを容積比100：90.4で混合したもの

オ フェノールレッド溶液

フェノールレッド0.1 gに0.02N水酸化ナトリウム溶液14.10mlを加えて溶かした後、無炭酸蒸留水を加えて500mlとしたもの

カ 残留塩素標準比色列

容量50mlの容器を用いて、フェノールレッド溶液及び標準比色列用緩衝液を、それぞれ表—1に従って調製した後、試験操作に用いる比色管に移して密栓し、該当する残留塩素のmg／ℓ数を記載して、これを残留塩素標準比色列とする。

この残留塩素標準比色列は、暗所に保存する。

キ 比色管

(2) 試料の採取

消毒室等の出口における放流水を採取し、直ちに試験する。

(3) 試験操作

検水10mlを比色管に採り、リン酸緩衝液0.5mlを加えて振り混ぜた後、D P D試薬約0.2 gを加えて混合し、さらにヨウ化カリウム約 0.1 gを加えて溶解し、約二分間放置後の呈色を残留塩素標準比色列と比較して検水の残留塩素濃度 (mg／ℓ) を求める。

2) O T 法

(1) 試薬及び器具

ア オルト・トリジン溶液

オルト・トリジン塩酸塩1.35 gを蒸留水800mlに溶かし、塩酸150mlを加えた後、蒸留水を加えて1 ℓとしたもの

この溶液は、褐色びんに入れて保存し、調製後6月以内に使用する。

イ 緩衝液

あらかじめ110℃で乾燥し、デシケーター中で放冷したリン酸水素二ナトリウム22.86 gとリン酸二水素カリウム46.14 gとを無炭酸蒸留水に溶かして1 ℓとし、数日間静置して析出した沈澱物をろ別し原液とする。この原液400mlに無炭酸蒸留水を加えて2 ℓとする。

この溶液のpH値は、6.45である。

ウ クロム酸カリウム・重クロム酸カリウム溶液

クロム酸カリウム1.95 gと重クロム酸カリウム0.65 gとを緩衝液に溶かして1 ℓとしたもの

エ 残留塩素標準比色列

容量100mlの容器を用いて、クロム酸カリウム・重クロム酸カリウム溶液及び緩衝液を、それぞれ表—2に従って調製した後、試験操作に用いる比色管に移して密栓し、該当する残留塩素のmg／ℓ数を記載して、これを残留塩素標準比色列とする。

この残留塩素標準比色列は暗所に保存し、沈澱物を生じた場合は新たに調製する。

オ 比色管

(2) 試料の採取

消毒室等の出口における放流水を採取し、直ちに試験する。

(3) 試験操作

比色管容量の20分の1に相当する量のオルト・トリジン溶液を比色管に採り、これに検水を刻線まで加えて混合し、約5分間放置後の呈色を残留塩素標準比色列と比較して検水の残留塩素濃度 (mg／ℓ) を求める。

7 生物化学的酸素要求量 (BOD)

(1) 器具及び試験操作

日本工業規格「工場排水試験方法」(JISK0202)21に掲げる器具及び試験操作方法に基づいて検査する。

(2) 試料の採取

消毒室等に入る直前の処理水を採取する。

(3) 注意事項

試料は、10℃以下の状態で運搬し、かつ、9時間以内に試験することが望ましい。

8 留意事項

(1) 試料の採取は、流水状態で行うこと。

(2) 水質検査に当たっては、試薬及び試験廃液は関係法令等に十分留意した上で取り扱うこと。

第3 検査票

検査票は、法第7条に基づく検査の際に用いる設置検査票、法第11条に基づく検査の際に用いる維持管理検査票及び検査結果書とすること。

1 設置検査票及び維持管理検査票は、検査員が検査の際にその結果を記入し、検査終了後、指定検査機関において3年間保存するものとする。

2 検査結果書は、浄化槽の設置及び維持管理の状況に関し、第4の4から7に基づき行った判定、改善が望ましいと認められる事項又は改善を要すると認められる事項、維持管理に当たって留意すべき事項等を記入し、当該浄化槽の管理者に交付するとともに、指定検査機関においてその写しを三年間保存するものとする。

第4 検査結果の判定等

1 外観検査については、第1で掲げる検査内容ごとに異常が認められるか否かを検査するものとする。

2 水質検査については、別記に掲げる各検査項目の望ましい範囲に照らして、異常が認められるか否かを検査するものとする。

ただし、水質検査の結果が別記に掲げる範囲に該当しないことのみをもって、直ちに当該浄化槽の設置及び維持管理が不適正であると判断されるものではないことに十分留意する必要があること。

3 書類検査については、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か、記録の保存の有無及び記載内容が適切か否かを検査するものとする。

4 検査結果の判定については、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案し、適正である（以下「適正」という。）、おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい又は今後の経過を注意して観察する必要がある（以下「おおむね適正」という。）又は不適正であり、改善を要する（以下「不適正」という。）のいずれに該当するかを判定すること。

5 「適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合をいうこと。

6 「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって、7に掲げる「不適正」と認められる場合以外のものをいうこと。

7 「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合をいうこと。

第5 留意事項

1 法第11条に基づく検査における水質検査項目のうちBODについては、都道府県において、検査体制の整備状況等の地域の実情を勘案して検査への導入の判断を行うことが可能であること。

2 1においてBODを導入する場合にあっては、BODが設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減することも可能であること。なお、その運用については、別途通知するものであること。

3 書類検査においては、公示に係る記録等当該浄化槽の設置及び維持管理の状況を把握する上で参考となる記録も活用することが望ましいこと。

4 検査結果書については、浄化槽管理者が、自らの浄化槽の状態、検査結果を踏まえた具体的な対応方法等を十分理解できるよう、判定の根拠、改善すべき事項等が具体的かつ分かりやすく記載されるよう留意されたいこと。

第6 その他

水質検査項目のうちBODの分析については、当分の間他の分析機関に委託することを妨げるものではないが、可及的速やかに指定検査機関自ら実施できる体制を整備すること。

表-1 DPD法用残留塩素標準色列

残留塩素 (mg/ℓ)	フェノール レッド溶液 (ml)	標準比色列 用緩衝液 (ml)	残留塩素 (mg/ℓ)	フェノール レッド溶液 (ml)	標準比色列 用緩衝液 (ml)
0.05	0.22	49.78	0.8	3.52	46.48
0.1	0.44	49.56	0.9	3.96	46.04
0.2	0.88	49.12	1.0	4.40	45.60
0.3	1.32	48.68	1.2	5.28	44.72
0.4	1.76	48.24	1.4	6.16	43.84
0.5	2.20	47.80	1.6	7.04	42.96
0.6	2.64	47.36	1.8	7.92	42.08
0.7	3.08	46.92	2.0	8.80	41.20

表-2 OT法用残留塩素標準色列

残留塩素 (mg/ℓ)	クロム酸カリウム・重 クロム酸カリウム溶液 (ml)	緩衝液 (ml)	残留塩素 (mg/ℓ)	クロム酸カリウム・重 クロム酸カリウム溶液 (ml)	緩衝液 (ml)
0.05	1.1	98.9	0.8	16.0	84.0
0.1	2.1	97.9	0.9	18.0	82.0
0.2	4.1	95.9	1.0	19.8	80.2
0.3	6.0	94.0	1.2	24.9	75.1
0.4	8.0	92.0	1.4	29.0	71.0
0.5	10.0	90.0	1.6	33.2	66.8
0.6	12.0	88.0	1.8	37.4	62.6
0.7	14.0	86.0	2.0	41.6	58.4

別記

水質検査の各検査項目の望ましい範囲

- 1 水素イオン濃度 5.8～8.6
- 2 汚泥沈殿率
 - 単独処理浄化槽 10%以上60%以下
 - 合併処理浄化槽 10%以上
- 3 溶存酸素量
 - 単独処理浄化槽 0.3mg/ℓ 以上
 - 合併処理浄化槽 1.0mg/ℓ 以上
- 4 透視度
 - 生物化学的酸素要求量の処理目標水質
 - 90mg/ℓ 以下 7度以上
 - 60mg/ℓ 以下 10度以上
 - 30mg/ℓ 以下 15度以上
 - 20mg/ℓ 以下 20度以上
- 5 塩素イオン濃度
 - 単独処理浄化槽 90mg/ℓ 140mg/ℓ 以下
- 6 残留塩素 検出されること
- 7 生物化学的酸素要求量 処理目標水質以下

(注) 1 塩素イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩素イオン濃度 (mg/ℓ)} = C - C_0$$

ここで、Cは処理水の塩素イオン濃度を表し、C₀は洗浄水の塩素イオン濃度を表す。

2 「検出されること」とは、本通知第2の6において示した測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

3 合併処理浄化槽の汚泥沈殿率の評価に当たっては、必要に応じ、汚泥の外観、沈殿槽等における固液

分離状況及び消毒槽における汚泥蓄積状況の観察、混合液浮遊物質濃度（MLSS）の測定等を行い、総合的に判断すること。

- 4 溶存酸素量の評価に当たっては、必要に応じ、水素イオン濃度、汚泥沈殿率等その他の水質検査項目の測定結果も参考にし、総合的に判断すること。

浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について

平成7年6月20日衛浄第35号

各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化
槽対策室長通知

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）については、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成7年6月20日付け衛浄第33号）をもって、その項目、方法その他必要な事項が指示され、当職通知（同日付け衛浄第34号）をもって、その検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等を示したところである。

ついては、これらの通知と併せて、法定検査の適正な実施、受検率の向上等を図るため、左記の事項に十分留意の上、法定検査の効率的な推進等について格段のご協力をお願いする。

記

1 受検率の向上について

地域の実情に応じて、左記の体制の整備等を行うこと等により、法定検査の確実な実施に努められたいこと。

(1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備

ア 法第7条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「7条検査」という。）については、法第5条の規定による届出等の機会を活用して、確実に受検指導を行う体制の整備を図ること。

イ 厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第4条第2項及び第9条第2項の規定により、浄化槽管理者は、7条検査に係る手続きを当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に、法第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「11条検査」という。）に係る手続きを当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者にそれぞれ委託することができることとされているので、関係業者との連携のもと、当該規定の積極的な活用を図ること。

ウ 浄化槽管理者等による維持管理のための組織の設立、関係業者及び指定検査機関の連携等を通じて、保守点検、清掃及び法定検査を一括して契約する仕組みについて、それぞれの責任の明確化にも留意しつつ、その構築を図ること。

(2) 受検指導の強化

法定検査の意義、必要性等について浄化槽管理者の正しい理解を得るため、指定検査機関と協力しつつ、広報・啓発活動、都道府県・政令市担当部局からの文書指導等受検指導の一層の強化を図ること。

(3) 協力体制の確立

ア 関係者の意志疎通を図り、協力関係を構築するため、都道府県・政令市、指定検査機関等の関係者からなる協議会を設置する等相互の協力体制の確立を図ること。

イ 浄化槽の設置、使用開始等に係る情報が、指定検査機関に対し、迅速かつ円滑に提供される体制の整備を図ること。

2 法定検査の効率化等について

いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの11条検査とBODその他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、一次検査としてBOD測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、11条検査においてBODを導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。

なお、検査の効率化等の観点からやむを得ずBOD検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっては、指定検査機関による監督が確実に行い得る体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

3 法定検査結果の活用について

- ア 検査結果の都道府県（保健所を設置する市にあっては、市とする。）に対する通知については、連絡窓口を保健所等に一元化する等検査結果の伝達に係る責任の明確化を図られたいこと。なお、検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽については、当該検査結果が速やかに通知されるよう措置されたいこと。
 - イ 検査の結果、改善が必要と認められる浄化槽については、保健所等が中心となって改善指導を確実に実施されたいこと。なお、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を実施されたいこと。
 - ウ 社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である各都道府県の浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」は、法定検査の結果が浄化槽機能の改善につながる効果的な制度であるので、その一層の活用を図られたいこと。
- 4 その他
- ア 浄化槽に関する知識及び技術を提供できる専門機関として、浄化槽の機能調査等に指定検査機関を積極的に活用するとともに、市町村と指定検査機関の連携の強化が図られるよう指導されたいこと。
 - イ 指定検査機関の間の情報交換を促進するため、指定検査機関における相互交流活動の一層の推進に配慮されたいこと。

浄化槽の保守点検時に残留塩素を測定する方法について

平成14年10月11日環廃対第662号

各都道府県・各政令市浄化槽担当部（局）長宛

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物
対策課浄化槽推進室長通知

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下、「法定検査」という）のうち、残留塩素濃度の測定方法については、平成14年2月7日付け環廃対第104号の当職通知をもって、オルトリジンを用いた方法（OT法）を削除し、DPD法を用いることとして平成14年4月1日より適用したところである。

オルトリジンについては、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）等により規制がなされているほか、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）においても第一種指定化学物質に指定されている。

ついては、法定検査時に限らず、浄化槽の保守点検時において残留塩素濃度を測定する場合においても、オルトリジンを用いないよう、浄化槽の保守点検を業とする者に対して指導されるとともに、貴管下の市町村、浄化槽関係業者、浄化槽管理者等に周知されるようお願いする。

新潟県浄化槽法施行細則（昭和60年新潟県規則第77号） 最終改正 平成18年1月31日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

（工事等の取りやめの通知）

第2条 法第5条第1項の規定により届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事又は計画を取りやめたときは、その旨を知事及び特定行政庁に通知するよう努めるものとする。

第3条 削除

（浄化槽の検査）

第4条 知事又は特定行政庁は、浄化槽の維持管理又は工事について、必要により厚生省令第1条の2から第3条まで及び共同省令第1条に規定する技術上の基準に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（浄化槽使用開始報告書及び添付書類）

第5条 法第10条の2第1項に規定する報告書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

2 浄化槽管理者は、前項の報告書に、厚生省令第5条第1項に規定する最初の保守点検の結果を記載した別記第3号様式による浄化槽保守点検結果票を添付しなければならない。